

※援助申込書及び法律相談票の法テラス宛て提出日が相談実施日から1か月を超える場合は、本紙に遅延の理由をご記入の上、ご提出してください（遅延理由として、提出失念、業務多忙、審査必要書類が整わないという理由のみでは、法律相談費の支払対象となりません）。

※事務所相談において、援助申込書の署名欄が空欄の場合は、本紙に空欄の理由をご記入のうえ、ご提出してください（署名空欄理由として、署名受領の失念という理由のみでは、法律相談費の支払い対象となりません）。

※対象の申込書・法律相談票と併せて提出してください。

法テラス

御中

## 理 由 書

対象案件

相談者（被援助者）名： \_\_\_\_\_

相談実施日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

援助申込書及び法律相談票の提出遅延理由書は以下のとおりです

援助申込書の署名欄空欄についての理由書は以下のとおりです

【理由】

年 月 日

弁護士・司法書士 氏名 \_\_\_\_\_